

<「協力者会議」について（第1回配布資料1）の「趣旨・調査研究事項」から>

学校図書館活動の充実を図るためには、専ら学校図書館の業務を担当する職員の配置が有効。



関係者が共有できる一定の方針を得る目的で協力者会議  
 (1) 学校図書館担当職員の担うべき役割・業務  
 (2) 学校図書館担当職員の質の確保を図るための方策

2013年8月9日  
 (第1回)  
 ○ は発言内容

◆事務局から

- 各地域あるいは学校の参考になる資料を作成する。
- (1)については、ベーシックな期待される標準的な部分と、発展的にこういうこともできるのではないかという選択的な部分を整理する。
- (2)については質の確保ということで、行政や学校で組織的にどのような取組ができるのか、調査研究する。

◆重要性に関する発言

- 先生の緻密な指導と豊富な資料、それに責任を持つ人がいることが大きな力になっている。
- 学校図書館活用には教員をサポートする人が必要。

◆(1) 役割・業務に関する発言

- 学校責任者の理解が必要
- 司書教諭と学校司書は、補完的ではなく、専門性が異なる。
- 学校司書は資料を知って利用者と資料を確実に結びつける。授業に関わって提供する。資料の使い方を伝える。
- 司書教諭は直接的な学習指導ができる。
- 実施していること…教員との協働、指導体系表の作成、マニュアルの作成、研修会講師
- 現状…
  - ・A県立高校では兼務がほとんど。
  - ・市内に「図書整理員」という職名がある。近隣には「学校図書館事務職員」
  - ・市立小学校に嘱託で週29時間勤務。
  - ・所属する高校は民間委託。ほかの高校のなかには司書教諭が新規採用教員、学校司書がないところもある。
  - ・「学校図書館指導員」嘱託で週5日30時間。市内約半数の学校が兼任。
  - ・市で臨時職員「学校図書館職員」。1日4時間。昇給なし。
  - ・B県は、学校司書の配置100%。

◆(2) 質の確保を図るための方策に関する発言

- 学校責任者の理解が必要
- 名称…なぜ「学校司書」ではないのか。職名は仕事を表す
- 業務委託なので校長の管理が及ばない
- C市では、8年勤務したら1年休まなければならない。積み上げてきたものが損なわれる
- 一人職場なので現場の悩みに対応してくれる人がいない
- 学校教育に関する業務に携わるためには「司書資格」だけでは網羅できない
- 行政職では「教育的指導」ができない。「支援」はできる
- 学校司書、司書教諭、学校管理者の研修が必要
- 国や県の主導による司書教諭の研修が必要
- 国の事業…支援センター、新教育プログラム、住民に光をそそぐ交付金、
- D県の事業…学校司書配置に財政支援。元気チャレンジ事業、現場が動く研修
- E市は、学校図書館支援センターを設置

◆報告書に関する発言

- 報告書は用語をわかりやすく、一目でわかるようにまとめる
- 全ての校長に活用しやすい資料
- 専門性の違いをアピールする
- 役割の示し方
  - ・小中高の類型化、
  - ・レベル別

『報告書』…現状と課題、学校図書館及び学校司書・司書教諭の役割、方策（提言）、事例など

『\*\*\*\*\*』誰に向けて、何を、どういう形で